

原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針 新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>第 1 章 総則</p> <p>1 本方針書の主旨</p> <p>本方針書は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）、並びに原子力災害対策指針（平成 24 年 10 月 31 日策定。<u>令和 4 年 7 月 6 日一部改正。</u>以下「指針」という。）に基づき策定された岐阜県地域防災計画原子力災害対策計画（以下「地域防災計画」という。）で対象とする下図の原子力事業所（日本原子力発電株式会社敦賀発電所、関西電力株式会社美浜発電所及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ）において、原子力災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合に、緊急防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）及び本県が実施した放射性物質拡散シミュレーション結果（以下「シミュレーション結果」という。）を踏まえて地域防災計画で規定した原子力災害対策を強化する地域（原子力災害対策強化地域。以下「対策強化地域」という。）において迅速に対応できるよう、屋内退避、避難（一時移転を含む。以下同じ。）、安定ヨウ素剤の配布・服用等の防護措置に係る基本的な考え方、県や県内市町村の役割、事前に準備しておくべき内容、並びに緊急時に実施すべき事項等を定めるものである。</p> <p>なお、指針等が改正された場合は、所要の見直しを行う。</p> <p>2、3 略</p> <p>4 防護措置実施に係る判断、指示の基本的な考え方</p> <p>（1）屋内退避、避難</p> <p>屋内退避や避難に係る判断、指示については、指針に基づき、緊急時モニタリング結果と指針の指標（OIL）、並びに原子力事業所等の状況を踏まえ、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して、国が屋内退避又は避難の判断を行うことを基本とする。</p> <p>国は、当該措置を行うべき地域を管轄する市町村に対し、屋内退避・避難等の <u> </u> 指示を行うべき旨の指示案を県に伝達する。</p> <p>略</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>1 本方針書の主旨</p> <p>本方針書は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）、並びに原子力災害対策指針（平成 24 年 10 月 31 日策定。<u>平成 29 年 7 月 5 日全部改正。</u>以下「指針」という。）に基づき策定された岐阜県地域防災計画原子力災害対策計画（以下「地域防災計画」という。）で対象とする下図の原子力事業所（日本原子力発電株式会社敦賀発電所、関西電力株式会社美浜発電所及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ）において、原子力災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合に、緊急防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）及び本県が実施した放射性物質拡散シミュレーション結果（以下「シミュレーション結果」という。）を踏まえて地域防災計画で規定した原子力災害対策を強化する地域（原子力災害対策強化地域。以下「対策強化地域」という。）において迅速に対応できるよう、屋内退避、避難（一時移転を含む。以下同じ。）、安定ヨウ素剤の配布・服用等の防護措置に係る基本的な考え方、県や県内市町村の役割、事前に準備しておくべき内容、並びに緊急時に実施すべき事項等を定めるものである。</p> <p>なお、指針等が改正された場合は、所要の見直しを行う。</p> <p>2、3 略</p> <p>4 防護措置実施に係る判断、指示の基本的な考え方</p> <p>（1）屋内退避、避難</p> <p>屋内退避や避難に係る判断、指示については、指針に基づき、緊急時モニタリング結果と指針の指標（OIL）、並びに原子力事業所等の状況を踏まえ、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して、国が屋内退避又は避難の判断を行うことを基本とする。</p> <p>国は、当該措置を行うべき地域を管轄する市町村に対し、屋内退避・避難等の <u>勧告</u>・指示を行うべき旨の指示案を県に伝達する。</p> <p>略</p>	<p>・<u>指針の一部改正</u></p> <p>・<u>勧告の廃止に伴う文言の修正</u></p>

改正案	現 行	改正理由
<p style="text-align: center;"><u>○国の原子力災害対策本部による判断の流れ</u></p>	<p style="text-align: center;"><u><国による判断の流れ></u></p>	<p>・勧告の廃止に伴う文言等の修正</p>
<p>(2)、(3) 略</p>	<p>(2)、(3) 略</p>	
<p>第2章 屋内退避</p>	<p>第2章 屋内退避</p>	
<p>1 略</p>	<p>1 略</p>	
<p>2 事前準備事項</p>	<p>2 事前準備事項</p>	
<p><u>(1) 屋内退避対象地域の人数等の把握</u></p> <p>市町村は、屋内退避の対象となり得る地域の人数、世帯数、要配慮者数、年齢構成等について、住民基本台帳、避難行動要支援者名簿等をもとにあらかじめ把握し、随時見直しを行う。</p>	<p><u>(1) (新規)</u></p>	<p>・左記情報の把握は事前準備事項として必要であるため</p>
<p><u>(2) 屋内退避者への生活必需物資の供給体制の把握</u></p> <p>市町村は、屋内退避が長期化することを視野に入れ、最低限必要となる生活必需物資の備蓄状況及び供給体制の調査を行う。</p>	<p><u>(1) 屋内退避者への生活必需物資の供給体制の把握</u></p> <p>市町村は、屋内退避が長期化することを視野に入れ、最低限必要となる生活必需物資の備蓄状況及び供給体制の調査を行う。</p>	
<p><u>(3) 屋内退避実施状況の把握体制の整備</u></p> <p>市町村は、屋内退避の実施状況を的確に把握するための体制（市町村職員、消防、警察等の連携による巡回や通信手段の確保等）を整備しておく。</p>	<p><u>(2) 屋内退避実施状況の把握体制の整備</u></p> <p>市町村は、屋内退避の実施状況を的確に把握するための体制（市町村職員、消防、警察等の連携による巡回や通信手段の確保等）を整備しておく。</p>	
<p><u>(4) 屋内退避施設の把握</u></p> <p>市町村は、自宅で屋内退避が困難となった場合に利用できる指定緊急避難場所、指定避難所等屋内退避施設を把握しておく。</p>	<p><u>(3) 屋内退避施設の把握</u></p> <p>市町村は、自宅で屋内退避が困難となった場合に利用できる指定緊急避難場所、指定避難所等屋内退避施設を把握しておく。</p>	

改正案	現 行	改正理由
<p>3 緊急時実施事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市町村の対応</p> <p>1) 市町村における初動対応内容</p> <p>市町村は、国又は県により屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うよう要請された場合は、住民へ速やかにその旨を周知する。</p> <p>市町村は、国又は県により屋内退避を行うべきことの指示が示された場合は、当該区域の世帯数、住民、年齢構成、避難行動要支援者等要配慮者数等を<u>踏まえ、その後の一時移転の実施を視野にいれつつ</u>、県とともに対応を総合的に検討する。</p> <p>市町村は、国又は県による指示に留まらず、具体的な対応内容を決定した場合は、県へ速やかにその旨を連絡するとともに、住民へ指示内容の周知徹底を図る。</p> <p>2)、3) 略</p> <p>4 複合災害時の対応</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 土砂災害警戒時の場合</p> <p>土砂災害に係る避難<u> </u>指示が発令されている場合には、他の自然災害に係る避難行動と同様、原子力災害に対する避難行動よりも土砂災害に対する避難行動を優先させ、土砂災害に対する安全が確保された避難先等に移動することとする。</p> <p>(4) 略</p> <p>第3章 避 難</p> <p>1、2 略</p> <p>3 緊急時実施事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 被災市町村の対応</p> <p>被災市町村は、国又は県により避難指示を行うべきことの指示案が示された場合は、当該区域の世帯数、住民、年齢構成、避難行動要支援者等要配慮者数等を<u>踏まえ、</u>県とともに対応を総合的に検討する。</p> <p>被災市町村は、具体的な対応内容を決定した場合は、県へ速やかにその旨を連絡するとともに、住民へ指示内容の周知徹底を図る。</p> <p>(3)、(4) 略</p> <p>4、5 略</p> <p>6 避難行動要支援者への対応</p> <p>避難行動要支援者の広域避難については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月。<u>令和3年5月改定</u>。内閣府防災担当)を踏まえ対応する必要がある。</p>	<p>3 緊急時実施事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市町村の対応</p> <p>1) 市町村における初動対応内容</p> <p>市町村は、国又は県により屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うよう要請された場合は、住民へ速やかにその旨を周知する。</p> <p>市町村は、国又は県により屋内退避を行うべきことの指示が示された場合は、当該区域の世帯数、住民、年齢構成、避難行動要支援者等要配慮者数等を<u>把握するとともに、</u>県とともに対応を総合的に検討する。</p> <p>市町村は、国又は県による指示に留まらず、具体的な対応内容を決定した場合は、県へ速やかにその旨を連絡するとともに、住民へ指示内容の周知徹底を図る。</p> <p>2)、3) 略</p> <p>4 複合災害時の対応</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 土砂災害警戒時の場合</p> <p>土砂災害に係る避難<u>勧告等</u>指示が発令されている場合には、他の自然災害に係る避難行動と同様、原子力災害に対する避難行動よりも土砂災害に対する避難行動を優先させ、土砂災害に対する安全が確保された避難先等に移動することとする。</p> <p>(4) 略</p> <p>第3章 避 難</p> <p>1、2 略</p> <p>3 緊急時実施事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 被災市町村の対応</p> <p>被災市町村は、国又は県により避難指示を行うべきことの指示案が示された場合は、当該区域の世帯数、住民、年齢構成、避難行動要支援者等要配慮者数等を<u>把握するとともに、</u>県とともに対応を総合的に検討する。</p> <p>被災市町村は、具体的な対応内容を決定した場合は、県へ速やかにその旨を連絡するとともに、住民へ指示内容の周知徹底を図る。</p> <p>(3)、(4) 略</p> <p>4、5 略</p> <p>6 避難行動要支援者への対応</p> <p>避難行動要支援者の広域避難については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月。<u> </u>内閣府防災担当)を踏まえ対応する必要がある。</p>	<p>・左記情報を事前準備事項として明記することに伴う文言の修正</p> <p>・勧告の廃止に伴う文言の修正</p> <p>・左記情報の把握は事前準備事項であるため、文言を修正</p> <p>・指針の一部改定</p>

改正案	現 行	改正理由
<p>7 略</p> <p>第4章 安定ヨウ素剤の配布・服用</p> <p>1 略</p> <p>2 緊急時実施事項</p> <p>(1) 県の対応</p> <p>安定ヨウ素剤の服用に当たっては、被災市町村が選定した公共施設等において、指針及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」(原子力規制庁、<u>令和3年7月21日一部改正</u>)並びに「<u>県原子力災害医療</u>」マニュアル」を踏まえ、医療従事者の立会いのもとで住民に配布を行い、服用を指示する。</p> <p>(2) 略</p> <p>第5章 略</p> <p>【資料編】 略</p>	<p>7 略</p> <p>第4章 安定ヨウ素剤の配布・服用</p> <p>1 略</p> <p>2 緊急時実施事項</p> <p>(1) 県の対応</p> <p>安定ヨウ素剤の服用に当たっては、被災市町村が選定した公共施設等において、指針及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」(原子力規制庁<u>放射線防護企画課作成</u>)並びに「<u>県安定ヨウ素剤取扱い</u>」マニュアル」を踏まえ、医療従事者の立会いのもとで住民に配布を行い、服用を指示する。</p> <p>(2) 略</p> <p>第5章 略</p> <p>【資料編】 略</p>	<p>・<u>指針の一部改正、マニュアルの統一</u></p>